

登録識別情報等通知書

裏面もご覧下さい

運輸支局長

□ 2009.07.29 □ 2009.08.29

● 255 ● ● 256 ●

● 2014 ● 2015 ● 2016

1995年

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。